

感震ブレーカー設置補助事業Q & A

◇感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーとは？

A 大規模地震が発生した際に、電気に起因する火災を防ぐため、一定の揺れを感知すると通電を遮断するブレーカー（器具）となります。

Q 補助対象となる感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

A ①センサーが分電盤に内蔵されている製品

（既存の分電盤を取り換えることになります。）

②既存の分電盤に後からセンサーを取り付ける製品

★補助金対象となる機器は、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）規格に該当するものとなります。該当するかについては、必ず電気工事店その他製品カタログ等でご確認をお願いします。

★その他、電気工事不要の簡易タイプやコンセントタイプがありますが、補助対象とはなりません。

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A 規格上、震度5強以上で作動するように設定されております。

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額なことや、電気工事が必要となることなど、普及には時間を要するものと思われます。このことから、分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震による通電火災からの人的・物的被害の軽減及び延焼火災の発生防止を図るため、建物全体の通電を遮断する分電盤タイプを対象としています。

Q 建物すべての電気を遮断するのですか？

A 器機の設定等によりますが、地震発生直後に警告音が鳴り、その後数分経過してから、建物すべての電気が遮断されます。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電が必要な設備等に影響が出る可能性があります。また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられますので設置前にご留意願います。

Q どのくらいの費用を見込んでおけば、よいでしょうか？

A 令和6年度時点での、工事費含む参考費用は下記の通りです。

①センサーが分電盤に内蔵されている製品 13万円位

②既存の分電盤に後からセンサーを取り付ける製品 8万円位

なお、分電盤の種類や住宅事情などにより金額が異なるため、電気工事店等の見積書にてご確認をお願いします。

Q どの電気工事店が工事を行っても、補助対象となりますか？

A 電気工事士等の資格を持っている工事店であれば、どこの工事店で工事を行っても補助対象となります。

Q 申請者自身で感震ブレーカーの設置を行います。補助対象となりますか？

A 設置工事費は対象とならず、感震ブレーカー機器代のみ対象となります。

ただし、電気工事士等の資格のない方の電気工事は、感電事故等重大事故に繋がる恐れがあるため、申請者自身が設置工事を行う場合は、申請書提出時に資格確認を行います。資格確認が出来ない場合は、申請書を受理いたしませんので、必ず電気工事士免状等資格確認出来る書類の提出をお願いいたします。

◇補助対象者等について

Q 設置工事等の経費は、申請者がいったん全額払うのですか？

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただき、その書類を審査したうえで、交付確定通知書を発行します。確定通知書に請求書を同封しますので、この請求書の提出後に指定の口座に補助金を振り込みます。

Q 事業所や個人宅兼事業所は申請できますか？

A 個人が所有又は居住する住宅が対象のため、事業所は対象となりません。また、個人宅兼事業所の場合は、自宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、自宅分については補助金の対象となります。

なお、申請者は個人のみで、法人による申請は出来ません。

Q 借家やアパート等の集合住宅に居住しています。申請はできますか？

A 申請は可能です。ただし、申請書（様式1号）記載欄3「家主の承諾欄」に家主の承諾が必要となります。なお、市営住宅に取り付ける場合は、事前に建築住宅課にご相談してください。

Q 賃貸住宅（アパート等）の場合に、所有者から空部屋も併せて一括して申請できますか？

A 所有者による一括申請はできません。アパート等の集合住宅は、各部屋の居住者が申請を行ってください。また、空部屋は補助対象とはなりません。

Q 2世帯住宅で、それぞれに分電盤があるが、2つとも申請できますか？

A 住民票上別世帯となっている世帯であれば、それぞれの分電盤について申請できます。

Q 同一世帯員に市税滞納がありますが、補助金の交付は受けられますか？

A 市税滞納要件については、同居する世帯員も対象となりますので、滞納要件が解消されなければ、補助金交付は受けられません。

Q 他市町村から御殿場市に転入するための家を市内に新築しますが、転出前の市税滞納に関する証明書は必要になりますか？

A 御殿場市の市税についてのみ確認するため、転入前市町村の滞納に関する確認書類は必要ありません。

Q 市内に別荘を所有している市外在住者ですが、対象となりますか？

A 居住用として所有している別荘であれば対象となりますが、貸別荘等事業目的で所有している別荘については対象とはなりませんので、申請前にご相談ください。

◇申請について

Q 申請は、いつ行えばよいですか？

A 既存住宅は感震ブレーカー設置前に、危機管理課に申請してください。

新築の場合は分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。また、申請前に危機管理課までご相談ください。

申請は、4月1日以降各年度2月末日まで受け付けます。なお、原則工事は3月末までに完了させてください。

Q 申請書は、どこでもらえますか？

A 危機管理課にあります。また、市ホームページにPDF形式の申請書があります。なお、Word形式の申請書につきましては、危機管理課へ申請書送付希望とメールをお送りしていただければ、メール返信いたします。

Q 申請の受付場所は、どこですか？

A 基本、危機管理課に提出してください。各支所や駅前サービスセンターでも申請書の受け取りは行いますが、書類の審査は危機管理課で行いますので、問い合わせ等は危機管理課へお願い致します。

Q 申請書は、郵送申請可能ですか？

A 郵送でも受け付けております。その場合、書類に不備があった場合は日中にご連絡することがありますので、申請書に日中連絡可能な電話番号をご記入ください。

なお、日中連絡が難しい場合は、申請書下段にメールアドレスのご記入いただければメールでの問い合わせにも対応いたします。

Q メール申請可能ですか？

A 添付書類をデータ化して添付していただければ、メール申請も可能です。

その際お送りいただく添付書類データのファイル名は、必ず申請者名及び資料内容に変更してお送りください。 例 「御殿場太郎見積書.PDF」

なお、メール不着の可能性があるので、誠に恐れ入りますが、メール送信していただいた後に、受付時間（土日祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）内に危機管理課までお電話いただくか、メール到達確認メールをお送りいただくと、手続きがスムーズに進みます。

Q 設置事業者が申請書提出の代行申請を行うことは可能でしょうか？

A 行政書士以外の方が補助金申請の代行申請を行うと、行政書士法に抵触する恐れがあるため、申請書の提出は、基本申請者が行ってください。

Q メール申請に添付する見積書や領収書など、基本紙で発行される添付書類を写真撮影し、撮影データを添付しても良いか？

A 不鮮明になり内容確認が出来ない可能性があるため、見積書など紙で発行されている添付書類につきましては、PDFやWord形式に変換して送付してください。

なお、設置状況写真についてはそのままお送りいただいて構いません。

Q 設置状況写真撮影時の注意点は？

A 設置状況が分かるように撮影してください。合わせて、機器の横に撮影日を記載した黒板等を置いて撮影するなど、必ず、撮影日が分かるように撮ってください。

Q 新築であることが確認できる書類の写しとはなんですか？

A 建築確認済証（写）等になります。

Q 特例世帯に属することが証明できる書類の写しとはなんですか？

A 要介護３以上の場合は介護保険証の写し、身体障害者手帳など各種手帳は手帳の名称、等級等が記載された箇所を写しを添付してください。

Q 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

A 原則は申請者の口座となりますが、委任状（様式任意）の提出をいただければ、委任者の口座への振り込みは可能です。

◇申請後の工事等の変更について

Q 工事を止めたいのですが？

A まずは、電気工事店にキャンセルできるか相談してください。

その後、すみやかに、変更承認申請書（様式３号）を危機管理課に提出してください。

Q 工事内容・金額を変更したいのですが？

A まずは、電気工事店に相談して、変更後の見積書をもらってください。

その後、すみやかに、変更承認申請書（様式３号）を危機管理課に提出してください。

◇設置後について

Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要ですか？

A 設置後の取り扱いについては、設置した電気工事店や製品の取扱い説明書に従ってください。

Q 壊れた後に再設置する場合、補助金申請できますか。

A １住戸につき１回限りのため、申請出来ません。

Q 耐用年数はどれくらいですか？

A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、１０年～１５年程度のため、その期間を超えたら、電気工事店等へ相談してください。